

# 会津若松市災害廃棄物処理計画

(平成22年2月18日決裁)

## 1 目的

大規模地震や水害等の災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、道路の通行不能等によって、平常時と同じ収集、運搬、処分では対応が困難であることから、廃棄物の処理については、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

本計画は、市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、災害廃棄物を円滑かつ適正に処理し、住民の衛生確保、環境保全、さらには地域生活の早急な復興を図るため、策定するものである。

なお、本計画と他の計画等との関係は、下図のとおりである。

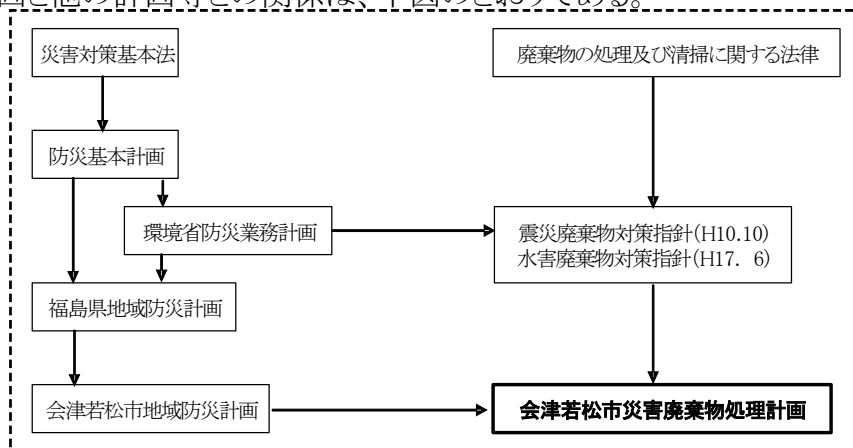


図 会津若松市災害廃棄物処理計画の位置付け

## 2 基本方針

災害廃棄物は、次に示す基本方針により処理するものとする。

### (1) 衛生的な処理

ごみやし尿の処理については、衛生の確保を最重点として対応する。

### (2) 迅速な対応

事前に連絡体制を整備し、災害発生時には迅速な対応を図る。

### (3) 計画的な処理

大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の設置等により計画的に処理を進める。

### (4) 有害物質の適切な対応

建築解体によるアスベストや、野焼きによるダイオキシン等の有害物質による環境汚染の防止を図る。

### (5) リサイクルの推進

災害廃棄物をできるだけ分別収集し、リサイクルを推進する。

### (6) 安全確保

災害廃棄物対策業務にあたっては、通常業務と異なる事態が発生することが想定されるため、作業の安全確保を図る。

注：倒壊建物に係る廃棄物の処理は、原則として所有者が自己処理責任に基づき、自己負担で行なうものであるが、廃棄物処理法に基づく災害等廃棄物処理事業として国庫補助を受けられる場合は、会津若松市が実施するものとする。

## 3 処理の優先順位

災害発生時には、周辺事態を客観的に把握し、緊急性の高いものから処理していく必要があるため、原則として次の順位で処理を行なっていくものとする。

- ①仮設トイレの設置及びくみ取りを含めた公衆衛生の確保のためのし尿処理
- ②通行・搬送に支障をきたす道路上等の障害物
- ③二次災害誘発の可能性が高い危険物、有害物等
- ④生ごみ等「燃やせるごみ」
- ⑤その他のごみ・がれき類

## 4 各関係機関等の業務概要

災害が発生したときは、速やかに廃棄物対策課に「災害廃棄物対策室」(以下「対策室」という。)を設置する。

各関係機関等の業務概要は表-1のとおりとする。これら関係機関等や近隣市町村とは、協定締結等により災害時の協力体制を整備し、具体的な連絡先一覧表(別紙1)を毎年作成するものとする。

なお、福島県が締結した災害廃棄物処理にかかる協定についても、積極的に活用していくものとする。

表-1 業務概要

関係機関等	業務概要
災害廃棄物対策室 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害廃棄物処理実行計画」の作成</li> <li>・ 災害廃棄物対策全体の進行管理と調整</li> <li>・ 関係機関との連絡調整</li> <li>・ 住民への広報、相談対応</li> <li>・ 仮置場の開設</li> <li>・ 仮設トイレの設置</li> <li>・ その他</li> </ul>
福島県 (会津地方振興局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物対策室との連絡調整</li> <li>・ 他市町村との連絡調整</li> <li>・ 協定に基づく連絡調整</li> </ul>
会津若松地方広域市町村圏 整備組合(環境センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理の実施</li> </ul>
他市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物対策の支援</li> </ul>
関係団体等 (建設業者、仮設トイレリース業者、廃棄物処理業者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理業務の実施</li> <li>・ し尿収集運搬業務の実施</li> <li>・ 仮設トイレの貸与</li> <li>・ 家屋の解体</li> <li>・ その他</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己のごみ搬出</li> <li>・ 市災害廃棄物対策への協力</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への応援等</li> <li>・ その他</li> </ul>

## 5 情報収集と災害廃棄物処理実行計画の作成

災害発生時には、対策室は速やかに災害の情報を収集するとともに、発生した災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物処理実行計画を作成し、迅速な対応を図るものとする。

## 6 災害廃棄物処理実行計画で作成する内容

災害発生時に作成する災害廃棄物処理実行計画は、次の内容について作成するものとする。

- ①職員及び委託業者の安否を確認した上での実際の動員・配置計画
- ②災害規模を考慮した現実的な廃棄物発生量の予測
- ③ごみ・し尿の処理場の確認
- ④関係機関等との連絡調整、応援要請（ボランティアセンターとの連携を含む）
- ⑤避難所設置部署と連携した仮設トイレの設置計画とし尿の収集運搬計画
- ⑥仮置場の選定と管理運営計画（分別方法、便所持込みの予防等含む）
- ⑦生活系ごみの収集運搬計画
- ⑧粗大ごみ・がれき類の処理計画

- ⑨事業系ごみの処理計画
- ⑩市民への広報
- ⑪不法投棄、野焼き等の予防対策
- ⑫その他廃棄物処理に必要な事項

## 7 し尿の排出量等の推定

どの程度のし尿が発生するかをあらかじめ予測することは、仮設トイレの設置、災害廃棄物処理実行計画の作成等の検討をするために有効であることから、想定される被害を次のとおり推計した。

### (1) し尿の排出量の予測

平成17年改正「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に示された算定式では、避難所へ避難する住民数や災害による上水道の支障率を推計したうえで、し尿収集必要量を求めているが、福島県においては、そのような推計がないため、全ての市民が被害に巻き込まれることを想定した排出量を推計した。

- ①人口 127,759人 (平成21年10月1日現住人口調査より)
  - ②1日1人あたりし尿排出量 2.41ℓ (過去3年間のくみ取り実績より)
- ⇒1日あたりし尿発生量  $2.41 \times 127,759人 = 約307,899ℓ/日$

### (2) 仮設トイレの必要数

1台あたり容量 370ℓ  
くみ取りを3日に1回行う場合  
 $307,899 \times 3 \div 370 \approx 2,496基$

## 8 災害廃棄物の排出量等の推定

どの程度の災害廃棄物が発生するかをあらかじめ予測することは、仮置場の設置、災害廃棄物処理実行計画の作成等の検討をするために有効であることから、想定される最大の被害を次のとおり推計した。

### (1) 被害・災害廃棄物発生量の予測

平成7年～9年福島県地震被害想定調査における「会津盆地西縁断層帯地震」発生時の想定量を用いた。

なお、水害の場合の災害廃棄物の発生量は、震災時のそれより少ないと推測されるため、省略する。

- ①建物被害数
  - 木造建築物大破数 3,143棟
  - 非木造建築物倒壊数 64棟
- ②災害廃棄物(がれき類等)発生量 236,826t

## (2) 仮置場の必要面積

平成17年改正「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に示された算定式を用いた。

算定式:「仮置量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)」

【見かけ比重】 0.7 t/m<sup>3</sup> (可燃0.4 t/m<sup>3</sup>、不燃1.1 t/m<sup>3</sup>の平均値とした。)

【積み上げ高さ】 5m

【作業スペース割合】 1 (100%、つまり仮置きスペースと同面積が必要。)

$$\Rightarrow 236,826 \text{ t} \div 0.7 \text{ t/m}^3 \div 5 \text{ m} \times (1+1) = 135,329 \text{ m}^2 \div 10,000 = 13.5 \text{ ha}$$

必要仮置場面積

## 9 仮置場の選定

がれきや粗大ごみ等の廃棄物は、上記のとおり通常時とは比較できないほどに増加すると見込まれることから、処理施設の処理能力を超過すると考えられる。

このため、処理するまでの間、災害廃棄物の仮置場を設置する必要がある。仮置場は、住民の避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を最優先に考えた上で、次の選定基準により表-2のとおりその候補地を選定する。

災害発生時には、その規模に応じて円滑かつ適正な廃棄物の処理が行なえるよう、候補地のなかから決定し設置するものとする。

### 【仮置場の選定基準】

- ① 搬入、搬出に便利であること。
- ② 中長期の使用ができること。(阪神・淡路大震災の例をとり最長3年間と想定)
- ③ 飛散防止・安全管理が容易であること。
- ④ 水源や病院、学校等に近接していないこと。
- ⑤ 分別のための中間処理機器等の設置、使用に支障がないこと。

表-2 仮置場候補地

No.	所在地	面積
1	神指町大字南四合字深川西地内	0.3 ha
2	河東町八田字大野原地内	30.0 ha

※災害の状況に応じて、その他の市有地の活用も検討する。

仮置場への搬入に際しては、できる限り次の分別収集・保管を行う。

- ① 木質系（柱、板等）
- ② 金属系（鉄筋、鉄骨、サッシ等）
- ③ コンクリート
- ④ 可燃ごみ（紙、畳、布団等）
- ⑤ その他不燃ごみ（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂等）
- ⑥ 混合廃棄物

※災害の状況に応じて、一部の仮置場において保管品目を制限する場合がある。

## 10 ごみ処理

### （１）方法

前記3の処理の優先順位により、速やかに収集を行ない、処理施設に搬入するものとする。

特に、水害により発生する畳や粗大ごみ等は水分を多く含み腐敗しやすく、汚水や悪臭を生じるため、速やかな処理が必要である。

### （２）収集運搬体制

#### 生活系一般廃棄物

平常時の収集運搬体制を基本として、市および委託業者が収集運搬を行うものとする。

#### 事業系一般廃棄物

平常時と同様に事業者自らの責任において処理することを原則とする。

※一般廃棄物の処理に当たっては、状況に応じて相互に協力するとともに、それでも対応が困難である場合には、他市町村、関係機関等に協力を要請するものとする。なお、平常時のごみ収集車両等の一覧表（別紙2）を毎年作成するものとする。

#### 産業廃棄物

大きなものは解体し、自己の責任で収集運搬許可業者へ依頼し、産業廃棄物処理施設で処理処分する。その際、平常時の体制で実施が困難である場合には、福島県が締結した協定に基づき、社団法人福島県産業廃棄物協会会津方部地域協議会の協力をあおぐものとする。

### （３）処理処分

平常時の処理体制を基本として、会津若松地方広域市町村圏整備組合が中間処理・最終処分を行なうものとするが、対応が困難な場合は、他市町村、関係機関等に協力を要請するものとする。

### （４）適正処理困難物

災害廃棄物のうち、適正処理が困難なものは表-3のとおりであり、これらのものについては、処理が可能な業者に依頼するように広報するものとする。

なお、災害等廃棄物処理事業として国庫補助の対象となる場合、家電リサイクル法の対象

物(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等)については、市町村が分別回収し、製造業者等に引き渡すものとする。

表-3 適正処理困難物

区 分	品 目
1 有害性のある物	農薬、殺虫剤、医療系廃棄物、強酸・強アルカリ性物質 等
2 危険性のある物	ガソリン、シンナー、ガスボンベ、廃油類、火薬類 等
3 容積、重量、長さ が著しく大きい物	ピアノ、エレクtoon、マットレス、大型農機具、耐火金庫 等
4 その他、処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

注1 アスベストを使用した建築物の解体作業の際には、アスベスト飛散防止措置を講ずるように指導する。

- 2 カセット式ガスボンベ、スプレー缶は、使い切ってから排出するように指導する。
- 3 フロン使用機器については、分別・保管を徹底するよう指導する。

## 11 し尿処理

### (1) 消毒

被災により機能していないくみ取り便所や浄化槽については、公衆衛生上の観点から、速やかにくみ取りまたは清掃をし、周辺の消毒を実施する。

### (2) 仮設トイレの設置

し尿の処理は、公衆衛生上の観点から、災害発生直後から迅速に対応することが必要であるため、特に多くの人員を収容する避難所などの仮設トイレの設置は、仮設トイレリース業者と協力して最優先に対応するものとする。

### (3) くみ取り及び収集運搬

し尿のくみ取り及び収集運搬は、原則として1回/3日程度実施するものとする。

実施体制は、平常時の体制を基本として、委託業者または許可業者が実施するものとするが、対応が困難な場合は、福島県が締結した協定に基づき、福島県環境整備協同組合連合会の協力をあおぐなど、他市町村、関係機関等に協力を要請するものとする。

なお、平常時のし尿収集車両等の一覧表(別紙3)を毎年作成するものとする。

### (4) 処理処分

平常時の処理体制を基本として、会津若松地方広域市町村圏整備組合が中間処理・最終処分を行なうものとするが、対応が困難な場合は、隣接地域の協力を得ながら下水浄化工場での処理を行なうほか、他市町村、関係機関等に協力を要請するものとする。

## 12 広報・相談

災害時においては、ごみやし尿の処理について苦情が多発することが想定される。

そのため、公共通信媒体(テレビ、ラジオ、新聞等)、広報車、インターネット、チラシ、張り紙等、様々な方法を用いて周知徹底を図り、市民の理解と協力を得るものとする。

なお、相談窓口を早期に開設し、住民対応を図るものとする。

### 【広報内容】

#### ①ごみ関係

- ・生活系ごみの排出(分別)方法、収集場所、収集日時、収集業者
- ・粗大ごみ、がれき類の処理方法
- ・仮置場の設置、運営状況
- ・その他周知が必要な事項

#### ②し尿関係

- ・各家庭のし尿等の収集、消毒の依頼方法
- ・その他周知が必要な事項

#### ③倒壊家屋等への対応関係

- ・災害等廃棄物処理事業として国庫補助を受ける場合の申請方法
- ・その他周知が必要な事項

#### ④相談窓口及びボランティア窓口

- ・相談窓口の開設に関する事項
- ・ボランティア受付窓口の開設に関する事項
- ・その他周知が必要な事項

## 13 訓練

災害時において、迅速に対応できるようにするため、定期的に実地訓練、図上訓練、または連絡通報訓練等を実施するものとする。

## 14 市民への意識啓発

災害廃棄物の処理にあたっては、市民の理解と協力が必要不可欠である。このため、平常時から意識向上のための啓発を行なうこととする。

## 15 業務実施マニュアル

本計画及び災害廃棄物処理実行計画のもと、円滑かつ適正な災害廃棄物の処理が行なわれるよう、必要に応じて業務実施マニュアルを作成するものとする。



## 別紙 1

## 災害廃棄物対策関係機関等連絡先一覧表

(平成22年2月18日現在)

関係機関等	電話番号	FAX 番号
福島県会津地方振興局県民環境部環境課	29-3908	29-5520
会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター	27-9004	27-9004
会津若松再生資源協同組合	26-6111	26-6146
会津若松環境管理協業組合	36-6466	36-6467
会津若松市一般廃棄物協業組合	29-5388	23-7447
会津清掃有限会社	27-0269	28-0014
第一清掃有限会社	25-2512	25-2514
会津若松地方広域市町村圏整備組合構成町村		
磐梯町（町民課）	74-1215	73-2115
猪苗代町（町民生活課）	62-2114	62-2123
会津坂下町（生活部 戸籍環境班）	84-1500	83-1144
湯川村（住民税務課）	0241-27-8810	0241-27-3760
柳津町（町民課）	0241-42-2118	0241-42-3419
三島町（町民課）	0241-48-5555	0241-48-5544
金山町（住民課）	0241-54-5131	0241-54-2118
昭和村（保健福祉課）	0241-57-2645	0241-57-2649
会津美里町（町民生活課）	78-2113	78-2292
県内他市		
喜多方市（生活環境課）	0241-24-5261	0241-22-9571
郡山市（清掃課）	024-924-2181	024-935-6790
福島市（清掃管理課）	024-525-3744	024-534-4937
いわき市（環境整備課）	0246-22-7440	0246-22-7599
協定締結市		
長岡市（環境業務課）	0258-24-2837	0258-24-6553
米沢市（環境生活課）	0238-22-5111	0238-22-0498
日野市（ごみゼロ推進課）	024-581-0444	042-586-6606
全国青年市長会 46 市		
会長市：茅ヶ崎市（防災安全部防災対策課）	0467-82-1111	0467-82-1540
副会長市：京丹後市（企画総務部総務課）	0772-69-0001	0772-69-0901
都城市（総務部危機管理課）	0986-23-2129	0986-26-0759

株式会社アクティオ会津営業所	22-7751	22-7754
社団法人福島県産業廃棄物協会	024-524-1953	024-523-4723
福島県環境整備協同組合連合会	024-525-4083	024-525-4084

別紙 2

ごみ収集車両等一覧表

(平成 22 年 2 月 18 日現在)

車種	積載量	市所有 (台)	許可業者所有 (台)
パッカー車	2 t 以下	2	50
	2 t を超え 3 t 以下		18
	3 t 超		5
キャブオーバー	2 t 以下		18
	2 t を超え 3 t 以下		3
	3 t を超え 4 t 以下		6
	4 t 超		2
コンテナ車	3 t 以下		2
	3 t を超え 4 t 以下		18
	4 t 超		4
ダンプ	2 t	7	23
	2 t 超		3
バン	2 t		1
合 計		9	153

※「許可業者」は特定家庭用機器再商品化法対象物に限定した許可を有する事業者を除く

別紙 3

し尿収集車両 (バキュームローリー車) 一覧表

(平成 22 年 2 月 18 日現在)

2 t 以下 (台)	2 t を超え 3 t 以下 (台)	3 t 超 (台)	合 計
2	10	15	27

※全て委託・許可業者所有